

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（468）
2. 日時：令和5年3月9日 10時00分～11時05分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、秋本安全審査官※、大塚安全審査官、  
小野安全審査官、長江技術参与

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 担当部長（安全技術担当）、他9名

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）※、他4名※

三菱重工業株式会社：

プラント設計部 系統設計課 主席技師、他4名

## 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第12条 安全施設（DB12 r. 4. 0）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r. 4. 0）
- （3）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第12条 安全施設）
- （4）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第12条 安全施設
- （5）12条別紙1-1設備名称適正化リスト
- （6）泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載適正化予定リスト 第12条 安全施設

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、規制庁の方ですそれでは泊3号炉の12条安全施設のヒアリングを開始したいと思います。
0:00:10	説明をお願いします。
0:00:12	北海道電力の太細です。
0:00:15	では12条の説明をいたします。本日お配りしている資料、6種類ありますけれども、このうちの資料1-3。
0:00:26	という、ヒアリングコメント回答リスト。
0:00:30	前回、2月のヒアリングでいただいたコメントへの回答ですけれども、これ、この資料を用いまして、
0:00:38	およそ15分でコメント回答ということで説明いたします。
0:00:44	資料の1-3の3ページ。
0:00:49	をご覧ください。
0:00:52	本日説明する箇所はナンバーでいきますと、15番から最後27番まで、こちらを説明いたします。
0:01:02	では3ページ、ナンバーの15番ですけれども、コメントとしては、相互接続している運転指令設備、
0:01:11	これの図がないということでもわかりづらいということでしたので、
0:01:16	図をですね、別紙2-2。
0:01:19	こちらの方に追加したというのが回答になります。
0:01:24	続きまして、同じページ、ナンバーの16ですけれども、
0:01:30	共用設備について、
0:01:33	新規制基準以前から共用していたものと、新たに共用して、したものと識別できるようにと。
0:01:41	ということのコメントです。これについてはセンコー、星真音で同様にマーキングといいますか知りつけてる事例がありましたので、この島根を参考にですね、
0:01:54	我々としても注釈つけて、
0:01:57	識別できるようにしたというのが回答です。
0:02:01	続きまして、
0:02:04	No.17番ですけれども、これも共用設備であります、洗浄排水処理設備の共用に関する部分のコメントです。
0:02:15	で、
0:02:16	この表のですね、回答概要と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:20	いう欄の9のページ、新旧の9ですね、9のところをご覧くださいますと、
0:02:28	洗浄排水処理系の容量ということでこれが容量が何をす。
0:02:34	どの容量かというのがわからないというようなコメントでした。
0:02:38	それともう一つ後の方で、関連するコメント出てきますので同じページで説明したいと思えますけれども、同じこの9新旧の9の箇所にてですね、
0:02:51	その要領の後、運用という表現もありまして、この運用という表現が適切なのかどうかと。
0:02:59	というようなコメントもいただいております。
0:03:02	ここについての回答ですけれども、
0:03:05	これも先行のですね島根で、全く同じ設備ではないんですけれども、似たような設備、能を共用の説明をしているという事例がありましたので、この島根の事例を参考にですね、記載を見直したと。
0:03:21	いうものでございまして、
0:03:23	回答概要という欄のシーンの方をご覧くださいたいんですけれども、2行目、
0:03:30	必要な処理容量または貯蔵容量ということで、これ、どういう容量かというのを明確にしたというものでございます。
0:03:39	この島根の〇〇記載を参考にすることによって、運用という文言は使いませんので、後で出てくるコメントへの対応もできているというふうに考えております。
0:03:53	では資料の方1ページめくっていただきまして4ページ。
0:03:58	をご覧ください。
0:04:01	ナンバーでいきますと18番ですけれども、これセンコー、大井、女川と比較表形式で比較しておりますけれども、
0:04:11	それ以外のプラントの記載を引用している場合には、きちんとプラント名であるとか引用がわかるようにと。
0:04:18	というような趣旨のコメントでした。
0:04:21	回答としてはですね、尾野大井、女川以外にも、こちらに記載してます島貫伊方、高浜といったプラントを参考にしているというものがありますので、
0:04:34	これらと比較表を貼り付けてですねきちんとわかるようにしたと。
0:04:38	いうものでございます。ちょっと一つ例をご紹介します。
0:04:44	比較表、本日資料の1-2。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:48	をちょっとご覧いただきたいんですけども、これの12の13ページ。
0:04:58	先ほどコメント回答した部分の共用設備の部分になるんですけども、一番左の
0:05:05	大井の欄ですね、ここ2、
0:05:08	比較のため島根2ということで、
0:05:11	島根2号の記載を引用するということで、比較できるようにしていると。
0:05:17	ということです。さらに島根2ともですね、全部同じわけではなくて設備名称等が相違してしますので、こういったところについては、一番右の欄、
0:05:29	層位理由という欄がありますけれども、
0:05:32	4行目5行目くらいですね、島根と書いてまして、島根との層位こちら、こういうことについても、比較相違理由を記載していると。
0:05:42	ということで資料の記載、充実を図っていると。
0:05:47	いうものでございます。
0:05:51	資料の方1-3のコメント回答に戻りますけれども、
0:05:55	我々全体通して、このような形で、
0:06:01	大飯女川以外について、引用した傷、見たつもりではあったんですけども、一部まだ比較表に反映できていない。
0:06:11	反映漏れというのがございましたので、それについては本日お配りの資料1-6と、
0:06:18	ちょっと今ここでは説明しませんけれども、1-6の方にですね、そういった記載適正化の予定リストというものを付けてますので、また別途反映してですねご説明したいというふうに思います。
0:06:34	ではコメント回答の方を続けたいと思います。
0:06:38	資料でいきますと4ページのナンバーでいきますと19番。
0:06:43	ですけども、これも共用設備に関する部分でして、
0:06:48	消火設備の共用の説明で、
0:06:51	隔離であるとか要領の項、
0:06:55	何でしょう、適切性がわかるような記載がないというものでございました。
0:07:00	回答概要の旧の方ですね、新旧の旧の方、
0:07:05	ここには消火水を供給できると、というような記載しかしておりませんで、隔離だとか要領の記載がないというものでした。
0:07:14	これについては

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:16	消火設備の共用ということで、伊方で例がありましたのでこの伊方のオオキサイなんかを参考に記載、
0:07:25	するようにいたしました。
0:07:27	新の方ですけれども、シーンの方の1行目ですね。
0:07:32	火災区域に対し、必要な容量の消火水を供給するというので、容量というところの概念は入れたということでございます。
0:07:42	なお隔離についてはですね、この消火設備、ちょっと特殊でして、12号側にある3号の区域と、
0:07:50	いうところへの消火設備でありまして、3号の本体側と、何か共用してるというところではありませんので、隔離という概念はちょっとないとか、記載してないと。
0:08:02	ということでございます。
0:08:07	資料次のページ、5ページ。
0:08:09	ご覧ください。
0:08:12	コメントのナンバー20ですけれども、これは先ほど説明した、女川大飯、
0:08:18	以外のプラントの参照したと。
0:08:21	いう際の比較表の引用というところでございますので先ほどの回答で、網羅できているというふうに考えます。
0:08:30	続きまして21番ですけれども、設備名称ということで、別紙1-1として
0:08:39	付けて説明しておりました。
0:08:41	重要度の特に高い安全機能の抽出表というところで、泊の設備名と、それから、
0:08:50	民間規格の設備名が一部混在してたというものがございましたのでこれはもうと、泊の名称に統一したと。
0:08:58	いうものでございます。
0:09:01	市具体的にどういう名称をどう変えたかというのは資料1-5と、
0:09:07	いうふうにまとめていますけれども、ここでは説明は省略いたします。
0:09:13	続きまして、
0:09:15	コメントナンバーの22番ですけれども、これ直接的な
0:09:21	コメントとしては主語がないということでしたけれども、資料全体を見直して分を見直す適正化するというコメントでございました。
0:09:32	回答概要の方ですけれども、新旧の旧の方の2行目ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:39	フィルター本体の閉塞を想定してもというこのどのフィルターかというのがちょっとわからないような記載だったと。
0:09:46	いうところで、フィルターユニットの個別名といいますか設備名を記載したというのが、直接的な回答です。
0:09:55	その他資料全体を通しましてですね、主語をそれからてにをは、
0:10:00	構文
0:10:02	なんかの適正かと、どうかというのをチェックしております、
0:10:06	是枝チェックして、見直したというところについては、資料1-4と、
0:10:13	いうふうにまとめております。
0:10:17	要はコメント回答を続けます資料次のページ、6ページをご覧ください。
0:10:26	ナンバー23ですけれども、これは単一設計の格納容器スプレイ設備に関するコメントをでした。
0:10:37	回答概要の新旧の旧の方ですね、の4行目。
0:10:43	をご覧くださいいたいたいんですけどもこの4行目から5行目にかけて、動的機器の単一故障としてということで、動的機器の故障の説明もしている。
0:10:54	けれどもこれが適正なのかどうかというようなコメントでございました。
0:10:59	あともう一つ、同じ箇所ですね、あとのコメントリストでも出てくるんですけれども、ありましたので、
0:11:06	一緒に回答したいと思いますこの新旧の旧の方の3行目。
0:11:11	ですけれども、
0:11:13	安全機能に最も影響を与えるということで最も影響を与えるという表現使っておりますけれども、これ先行では、過酷な条件ということで、
0:11:24	若干その表現が違って、泊伊井独自のといいますか、そういう表現になってたということで、これが適切かどうかというようなコメントもいただいております。
0:11:36	回答としてはですね、いずれも先行、
0:11:39	の例を踏まえてですね、
0:11:42	動的機器の単一故障の部分、これは動的機器は削除といいますかとしたと。
0:11:48	ということでございますし、最も影響というものは苛酷なところに見直したと。
0:11:55	というのが回答でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:58	なお、この心の分といたしますかこの構成はですね、
0:12:03	誤字なんかもありまして、誤字の訂正であるとかそれから記載の適正化と、というようなこともあわせて行っております。
0:12:15	続きまして、
0:12:16	ナンバー24 ですけども、
0:12:20	これ一も、共用だったかと思えますけれども、弁を閉操作というふうに記載しておったんですけども、この弁が何の弁なのかというのがちょっとこれだけではわからないというようなコメントでした。
0:12:35	回答としてはですね、まず文章においては、接続部の弁ということで接続してあるところの弁、これを隔離するというようなところがわかるようにしたと。
0:12:46	ということと、あと別紙 2-2 で、系統図といたしますか系統概略図つけてまして、どこがその接続部の弁に該当するのかと。
0:12:56	というようなのをわかるようなマーキングをしたと。
0:12:59	というのが回答でございます。
0:13:04	続きまして、
0:13:07	7 ページ。
0:13:08	をご覧ください。
0:13:12	コメントナンバーでいきますと 25 番。
0:13:15	これはですね洗浄排水のところの運用という記載ということで、説明した通りでございます。
0:13:23	続きまして 26 番ですけどもこれも格納容器スプレイ系統の最も影響苛酷な条件というところですので、説明いたしました。
0:13:33	最後、27 番ですけども、これダクト、
0:13:38	の補修を前提とした被ばく条件だけで良いのかどうかとセンコーは
0:13:45	補修修復に期待しないという場合もやっているとこのものでございます。
0:13:50	回答概要にはちょっと記載はしてありませんけれども我々の考えとしてはですね、PWR 先行 PWR は
0:14:00	修復を前提とした各種検討であるとか評価をやってるところで、これを踏襲したいと。
0:14:08	いうところでした、これにより、12 条の基準適合性、この席で基準適合性の説明もできているというふうに考えますので、
0:14:19	先行 PWR の考えと同一でいきたいというのが回答でございます。
0:14:26	こちらの説明は以上になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:31	規制庁のでそれでは確認をしたいと思います。まず私の方からすみませんこの回答。
0:14:37	今回いただいた回答の内容についてちょっと、
0:14:40	確認をさせていただきたいんですけども。
0:14:48	これは、
0:14:51	例えばなんですけど、
0:14:54	まとめ資料の12ページで、
0:14:59	回答No.だと23番とかに、
0:15:02	該当するのかなと思うんですけども、
0:15:06	すみません比較表の、ごめんなさい。
0:15:09	12ページとか、
0:15:15	12ページ。
0:15:29	20、25ページですね。
0:15:34	ここのページだと、
0:15:37	一つ目のパラグラフのところ2、単一設計である格納容器スプレイ。
0:15:42	配管については多重化するって書いてありますと、これは理解するんですけどそうすると今度比較表の12-10ページのところで、
0:15:53	重要度が特に高いって書いてあって、単一設計とする以下の機器については書いてあって、これ格納容器スプレイ配管って書いてあるんですけどこれ多重化するんだったらここからいなくなるのかなと思うんですがそういうわけではないですかね。
0:16:14	多分もっとももとは単一だったんだけど、泊は多重化することにしたので少しその経緯みたいのが入ってるのかなと思ったんですけど結果として、
0:16:25	多重化したのだったらここはもう要らないのかなと思って。
0:16:32	北海道電力の太細です。ちょっと今説明のページ数探しますので少々お待ちください。
0:17:32	北海道電力の太細です。比較表、資料1-2のですね、
0:17:38	12-別紙1-2-4というページをご覧ください。
0:17:48	12-別紙1-2-4です。比較表ですけども、表の一番上、No.10ということで、ずっと右いついていただきますと単一箇所というところで、
0:18:03	格納容器スプレイ配管スプレイリングというのを抽出した流れでちょっと記載をしておいたというところはございます。
0:18:11	一方で先ほどご指摘いただきました、12-12ページですかね、こちらについてもう多重化することによってこの記載は適切かどうかと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:23	いうところについてはですね、今一度ちょっと検討して、検討結果をご説明したいというふうに考えます。以上です。規制庁の尾野ですよろしくをお願いします。今の点でちょっと教えていただきたくて、あれなんですかね。
0:18:40	ほぼ、
0:18:42	この配管をたち多重化してるのは泊だけなんですか。
0:18:49	北海道電力の太細です。新規性基準。
0:18:52	後に、つまりこの基準ができて以降、多重化の工事をしたというのは泊。
0:18:58	3号のみでございます。
0:19:00	規制庁のわかりましたってことは、設計的には今もう他のプラントと同じような、何、設計になったってことで理解して、なんで泊
0:19:12	多重化してなかったっていうのを教えていただきたくてすみません。
0:19:19	これ建設段階の時に、
0:19:22	結局建設小売かの話があって静的機器での配管についての単一いだろうというそういう判断が当時ありました。
0:19:31	で、もともとは泊12号もそうですし、他社も全部対象がされてるんですけども、うちのオリジナルとしてそういうところの設計を選択したってことになってます。
0:19:56	木瀬規制庁の中、ちょっとこちらの方で相談する少々お待ちください。
0:21:22	すみません。わかりました。衛藤。
0:21:27	もう1個教えていただきたくて、
0:21:32	ごめんなさい12の先ほどの20、
0:21:36	5ページとかで書いてある。
0:21:38	小関逆止弁。
0:21:40	についてちょっと、
0:21:42	教えていただきたいんですけどこれ大井も書いてあるんですけども、
0:21:58	ちょっとこの動的機器って書いてあるやつは、これポンプを多分意味してるのかなと思うんですけども、この、
0:22:06	あれなんですかね、逆止弁っていうのは配管を他ん多重化する時に合わせてつけたものですかそれとももともとついてるものですか。
0:22:17	北海道電力の笹田です
0:22:19	泊3号につきましては今回配管を多重化するにあたって逆止弁を水室します。大井さんの話になりますけど大井さんは今回の新規制基準適合性に合わせて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:32	逆止弁を追加してます。
0:22:35	はい。
0:22:37	規制庁ですわかりましたありがとうございます。
0:22:44	次長のです後、すいません、他のところで確認なんですけれども、次 10、12-32 ページで、
0:22:52	比較表の中には 32 ページになります。
0:22:55	ここも確か今回合わせて、
0:22:58	こちらの指摘に合わせて直していただいたところなんですけれども、
0:23:05	女川の記載とは少し違って 12 号に設置してあるポンプを使うので、ち よっと言い方を参考にしましたっていう話だったんですけど言い方もあれ なんですかね。
0:23:17	参考以外の設備。
0:23:19	ポンプを使って、泊と同じように、消火する設計っていうことで
0:23:26	やりたいことといたしますか実際の設計と一緒になんですか。
0:23:37	はい。北海道電力の畠山です。
0:23:40	資料 1-2、比較表の
0:23:43	1-2 の、
0:23:45	別紙の 2-2。
0:23:47	の衛藤新居の 2-9 ページをご覧ください。
0:23:57	はい。こちらの大井の欄に、
0:24:01	伊方 3 号炉の設置許可の刊本から、貼っておりますね。で、
0:24:10	この
0:24:12	系統概略の中の下の方ですね、下半分のところに、
0:24:16	さる過水タンク AB と、あと、それをサクションとして、電動消火ポン プディーゼル駆動消火ポンプというのがあるんですけれども、
0:24:27	こちらは、伊方の 1 号の設備になります。供給先が 12 号炉と、あと共 用のエリアの固体庫ですとか、
0:24:39	そういったところに供給してる設備で、3 号の方には、伊方の 3 号の方 には水は行ってないと、泊の 12 号炉の
0:24:49	消火設備もまさにこのような系統となっております、
0:24:54	12 号の消火設備の供給先のところに、123 号炉共用のエリアがあると。
0:25:03	いう系統構成になっておりますので、こちらの以下た 3 号炉の方の参考 にして、記載を合わせたという。今回の記載になっております。
0:25:16	長南ですわかりました。でも、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:18	何回も聞いてしまってちょっとまたわからない形で申し訳ないんですけども、
0:25:22	12号に設置してあるポンプで1、123号炉の共用のこれはあれですねべらとか雑小、廃棄物系の建屋に、
0:25:33	消化するために、今回共用にしたっていう話で、
0:25:39	今回の段階でポンプとかについては、共用をかけるんだけど、
0:25:46	米だとか、そのはもうすでに許容がかかっていますと、次、今回供用かけるわけじゃなくて、もう結局その3号申請の時に、スタブすでに、
0:25:57	供用かけてると思うんですけども、
0:25:59	ここのポンプごめんなさいもう1回今の段階で供用かける理由っていうのを教えてください。
0:26:07	回動電力の畠山です。
0:26:09	江藤。
0:26:10	12号の消火ポンプは既許可の時点で1号と2号の共用がかかっているポンプですと。はい。今回3号と共用かける理由としましては、
0:26:20	3号の基準の適合に必要なポンプというものになりますので、3号炉とも共用を
0:26:32	かけると。
0:26:34	いう考えでもって、そうです。3号の基準の適合に必要なになってくる12号の設備ということで、共用の宣言を
0:26:44	する。
0:26:45	というふうに考えております。
0:27:22	北海道電力の畠山ですけども今回新たにやはり共用制限したというのは、火災防護の
0:27:33	要求側でここの辺の共用のエリアに火災区域というのを設定をいたしまして、建設時はそういうものはもちろんなかったんですけども、
0:27:44	火災防護の観点で、火災区域火災、
0:27:48	区画をこのエリアにも設定をしましたので、それに合わせて、
0:27:54	ポンプについても、基準を満足させるために必要なものだというふうに考えて、共用の宣言をし、したというふうに今回考えて、共用としております。
0:28:11	規制庁宮本ですけど、先ほど言ったのは、結局、それは我々も認識してるんだけど、
0:28:18	そもそもこの123の共用の固体廃棄物処理建屋のための消火設備って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:25	3号を増設した時点で今日かけとかなきゃいけなかったじゃないかって、それは、八条の条文適合じゃなくてそもそも、消火設備が設置されてなきゃいけないものを作ったんだから、
0:28:38	何で供用かけてなかったんですかっていう、多分遠いだと思うんだけど、
0:28:44	北海道電力の太細です。3号の増設時の許可でももちろん消火設備と、
0:28:51	いうのが出てくるんですけども、あくまで3号本体側、
0:28:56	その下、原子炉であるとか、タービンであるとか、そちらの消火設備というのは出てきて当然それは3号設備というの出てくるんですけども、
0:29:06	共用にしてる園部イヤーであるとか、廃棄物家、
0:29:11	こういったものを消化という、記載というか、概念がちょっとありませんで、従って12号側の小か一設備というのが
0:29:22	出てきてないというか、申請してなかったという状況でございます。
0:29:32	規制庁ですわかりました。
0:29:34	あとごめんなさい
0:29:37	基本的なことなんですけど、
0:29:39	追加したのを、
0:29:40	そうせ。
0:29:42	接続今回したって言うてあるんですが、12号、
0:29:45	もうあのタンク供用かけるだけじゃ駄目だったっていうのはすいませんちょっと私わかってなくてですね。
0:31:04	北海道電力の太細です
0:31:07	共用に関しては今、こちら御説明または議論した通りですね、他の基準適合の観点から、共有にしないと基準適合満足しないと。
0:31:18	一方相互接続についてはですね、これ基準適合に必要なだから相互接続ということではなくて、あくまで発電所の運用であるとか、
0:31:30	利便性とかですねそういうのを考えて、どちらも接続して
0:31:36	供給できるした方がいいだろうということでちょっと基準適合の観点ではないのかなというところでございます。
0:31:51	規制庁の谷津ご説明ありがとうございます。わかりました。
0:32:01	少々お待ちください。
0:32:11	ところでそうすると、
0:33:46	北海道電力の太細です。答えていきますと、後者ですね緑のラインで、1、要は12号設備で当然満足しているということです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:57	先ほど私が基準適合性と申し上げたのはその八条の観点ですね、八条の観点で、
0:34:05	3号側の設備が必要なわけではないので、接続したとしても
0:34:11	何ていうか8条の基準適合に関係ないというところで説明をいたしました。一方その12条の基準適合という観点では、
0:34:21	やっぱり物理的にその接続されてるものに関して、
0:34:25	安全性を損なわない説明が必要ですので、やはりこの資料としてはですね、接続してる箇所を明示しているということでございます。
0:34:37	規制庁ですわかりましたありがとうございます。
0:35:02	北海道電力の太細です。ろ過水タンクとおっしゃったのが、12号が、
0:35:09	3、
0:35:10	ろ過水タンクはですね3号単独設備ですので、
0:35:13	共用のところには出て参りません。相互接続で言いますと、
0:35:19	火災防護ですのでちょっとページお待ちください。
0:35:27	比較表、資料1-2の12-17ページ。
0:35:31	です。
0:35:32	ご覧ください。
0:35:49	規制庁ですわかりました。
0:35:51	一応確認なんですけれども、
0:35:56	瀬、
0:35:58	接続する設備、
0:36:00	の設計圧力が同じなので
0:36:04	他のところに流れていかないっていうそういう説明なのかと思うんですけど逆止弁みたいなやつとか姉妹の形かどっかつけたりとかそういうそこまではつけてないってことなんですか。
0:36:13	ただあくまでも連絡弁で、
0:36:17	北海道電力の畠山です。尾野さんおっしゃった通り島根の方は接続部に逆止弁を設置するという記載にはなっておりますけれども泊の連絡、
0:36:28	配管のところには、逆止弁を設置しておりません。はい。隔離弁のみでございます。
0:36:35	以上ですわかりました。
0:36:40	ありがとうございます。
0:37:08	北海道電力の太細です。12号と真崎というか、仮定の話になると思うんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:15	同じ考えをしますと3号の、今3号側にある設備で今度、12号側と共用してるものがあるかどうかという観点になります。
0:37:27	今回ですね3号側の洗浄排水処理設備っていうのもございまして、従来共用設備としていたんですけども、今回のこの
0:37:38	3号の審査の中では、その共用取り止めるという説明をしておりますので、現時点ではですね3号、
0:37:47	3号側っていうんですかね3号の原子炉設備とかそういったもので、12号と共用してるものは、ございませんので、
0:37:56	今のままいくと、
0:37:58	12号の審査の時も、3号の、
0:38:02	タンクなんだけれども、共用にするかという共有にはしないということになるかと思えます。
0:38:10	はい。規制庁のです。ありがとうございます。
0:38:13	衛藤。
0:38:15	続いて、今回回答あったところ、
0:38:18	なんですけれども、
0:38:21	ちょっと12の35ページの、
0:38:24	運転指令設備なんですけれども、
0:38:28	これ横を見ると一応、
0:38:33	女川の共通用高圧母線を参考にして書いてあって、
0:38:39	女川の時はいれなんです真木記載だけなんですけれども故障とかした場合に、確認できるようにしますって書いてあるんですけど、泊はその言葉とか入れてないのは何でなんだろうかっていうのと、あと、
0:38:52	もう1個教えていただきたいのは、これはあれなんですかねこの。
0:38:56	接続すると。
0:38:58	あれですか値中央制御室から。
0:39:01	12号の方のやつを使って何かこの子コーナーに周知できるかとかそそういうものなんです。
0:39:11	はい。北海道電力の島山です。まず一つ目のご質問ですけども、
0:39:19	ここの文章書くに当たって私もその部分を記載するかどうかというのは非常に迷ったところなんですけれども、
0:39:28	まず
0:39:30	文章を記載するにあたって、女川の共通用高圧母線を参照しました後、
0:39:37	藤大井の欄に書いてある高浜34号の記事も、ちょっと参考に、ちょっと見てたところです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:50	同じ運転指令設備の記載を見たときに、
0:39:53	高浜の方はその故障だとかの記載がちょっとなかったと、ということと、あと、
0:40:01	旧女川の共用高圧母線の方は故障Gに遮断するっていう記載があるんですけども、
0:40:10	運転施設指令設備の場合ですと、
0:40:15	常時切り離された状態で、
0:40:18	何て言うんですかね。
0:40:21	故障時に切り離すっていうか、イメージとちょっと合わないかなというような、
0:40:27	使うときに接続するっていうものですのでそれでちょっとあえて記載を変えて、どちらかという、高浜34の、
0:40:37	運転指令設備に書いてあるような、切り離せるっていうところをメインに記載をしたという。
0:40:47	記載になっております。
0:40:51	部長のですね一応設備、
0:40:53	もう、特徴とその考え方わかりましたありがとうございます。
0:41:03	はい。北海道電力の畠山奈須です。その通りですね本店館の方には記載がちょっと探したんですけど、なくてですねその後ろについてる。
0:41:14	弊社のまとめ資料でいうと、2.2に相当するところの表にだけ載ってたものを張りつけております。
0:41:34	わかりました。ありがとうございます。
0:41:36	とりあえず私からは以上です。
0:41:44	宮本ですちょっと1、1ヶ所だけ今日の回答の中の、
0:41:49	27番。
0:41:51	内容は理解はしてます。
0:41:55	ただそうは言ってもなんですけど、
0:41:57	要は、先行審査実績を踏まえてっていうところで、我々も考えてるところがあって、そうすると、
0:42:04	PとBで、なぜBでやったのかっていう理由を確認されたのかっていうところなんですけどそこは確認されてました。
0:42:34	安井でございます。
0:42:36	えっとですね。
0:42:37	もともとの女川さんの審査の時に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:43	S G T Sの近傍でちょっと線量がすごく高くなると、それで、一層のことを、復旧に期待しない評価で出すということでやられたそうです。
0:42:55	その時に、
0:42:58	規制庁さんからですね、敷地境界で、
0:43:03	5mS vを超えなくても、
0:43:05	普及できなければ、そこは適合。
0:43:09	しているというふうには判断しませんよと。
0:43:12	というような見解を示されたそうで、それで、
0:43:19	記載としてはそのまま残ってしまっているんですけども、復旧を考慮した被ばく評価を別途やってですね、そちらが修復作業の方に何か、
0:43:30	ちょこっと書いてるような感じに今なってるかと思うんですけども。
0:43:34	復旧を前提とした評価結果を示した上でってということで、適合しているというふうに判断をするということになったそうで、
0:43:45	ちょっと
0:43:47	ですね。
0:43:50	復旧を前提としている、復旧を前提とした評価を示さないと駄目よという形で進んだというふうに聞いております。
0:44:01	宮尾です。すいません。じゃあ、今の回答でいうと、中出がやってるっていうそういうことですか。
0:44:11	すいません。女川は実際やっています。ちょっと島根とかはちょっと私調べてなかったんで、そちらちょっと今すぐお答えできないんですけども、
0:44:21	ああそうですかいや私も今この現状では特に大きな問題があるとは思っていませんまず前提として、ただその、
0:44:28	女川もそうですけど、柏もそうだし島でもそうだし、等にもどうなってるかちょっとわかんないんだけど潜航そのあとそのBWR電力での審査実績の中で、
0:44:39	それを、
0:44:41	うん。
0:44:42	なんつうか、マストとして入れてるんであれば、
0:44:45	いらぬ理由はやっぱり考えておかなきゃいけないかなと思っていていらぬっていうか今回PDはいらぬPT、泊ではいらぬと、で、
0:44:54	実際今言われてるように、復旧を前提にしてるので、適合上の範囲としてそこである程度適合性は確認できるんだろうけど、
0:45:04	その

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:05	補足としてね、他の日が入れてるってところの理由の要はその差 がちょっと我々としては教えていただかないと、
0:45:15	ちょっと今の回答だけだとちょっと難しい、難しいというか、もう少 しちょっと。
0:45:20	検討していただき、検討というか確認していただければなと思うん ですけど、どうですかね。
0:45:35	ちょっとちょうど打ち合わせします。
0:51:09	はい再開します。
0:51:12	北海道電力の太細ですコメントご指摘の伊東わかりましたので、
0:51:20	コメント回答のこのナンバー27。
0:51:23	ですねこれ再度検討してですねまた別途ご説明するというので引き 取りたいというふうに思います。
0:51:32	はい規制庁宮ですよろしくお願ひしますはい私の方は以上です。
0:51:41	うん。規制庁の長江です。
0:51:43	コメント回答の21番に関連してなんですけど、
0:51:48	一応
0:51:51	重要度分類指針から
0:51:54	個別の設備等の対応とか抽出っていうプロセスで、別紙を
0:52:00	いろいろつくっていただいて大分充実してきたと思ってます。
0:52:05	それで、一部ちょっと
0:52:09	気になったところがあったんで、何点かその関連で
0:52:13	講演、ちょっと修正した方がいいのかっていうのをちょっとご検討 いただきたいところを述べますので、
0:52:20	そのまとめ紙を字が大きいので、ちょっとまとめ資料の方の、
0:52:25	12条の27ページ。
0:52:28	見ていただきたいんですけども、
0:52:32	ここに一番最後の段落でこれらの要求によりっていうパラグラフの ところなんですけどその、
0:52:41	4行目のところに、
0:52:44	発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針で 括弧
0:52:50	次、括弧で皆さんのところは重要度分類指針ってちょっと例を
0:52:56	この括弧の十分に指針っていう位置付けわかんないんですけど、
0:53:01	十分指針っていうっていうつもりなのかもしれないんですけど、 その

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:05	三行ぐらい後に、古謝空の安全機能を有する電気機械装置の住宅の指針 ってあるんですよ。で、
0:53:14	これって全然別のものなんで、上の何て言うんすかね旧安全委員会のい う部分に関する審査指針は、
0:53:24	もし書くのであれば、
0:53:26	その自由度分類審査指針という書き方を徹底していただきたいんですよ そうしないと。
0:53:32	十分指針って、
0:53:35	皆さんの中でいろんな方いらっしゃるんで、このJ E A Gのやつ的重要 度分類指針だと思って、
0:53:41	てる方もいらっしゃるんじゃないかと思うんで、紛れてしまうので、必 ず
0:53:47	今日委員会が作った
0:53:51	類の審査指針は、略称で書く場合は重要度分類審査指針と書いていただ きたい。
0:53:57	ということで、全部の資料共通の話ですので、ちょっと、
0:54:02	それを徹底していただけますか。
0:54:05	それからですね。
0:54:08	あと、実際の
0:54:10	別紙の方で 12 条の別紙の 1 というところで、
0:54:15	これがベースになるものをスクラ作っていただいて、今度隣の名称にな ってるんで、明確になったと思います後、
0:54:26	別紙の 1-1 の 12 ページですかタービントリップの話も外していただい たので、コメントを反映されていると思います。それで、ちょっと
0:54:39	ちょっと気づいたところはですね、12 条の別紙 1-1 の 14 ページ 2、
0:54:45	補足で助役の間接関係の話がこう書かれてるんですけども、
0:54:53	もう一つねなんていうか直接関係系っていうワーディングはその前のペ ージ例えば 13 ページの
0:55:03	下の方ですね
0:55:07	M3 のところの、
0:55:11	安全避難通路とか、評価設備であると思うんですけど、この直接関係系 っていうワーディングと、多分その間接関係系っていうのが、
0:55:24	セットで、その次は g o o から来てるんだと思うんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:28	間接関連系の話はわかりにくいので新たに説明を書かれて、解説されてるんですけど直接関連系っていうのはどっかにちょっと私全部調査に未確認してないんですけど、
0:55:41	説明されてるところって項目ってありますか。
0:55:48	北海道電力の太細です。まず1点目ですね重要度分類指針審査を入れるようにというのは、12条、それから他の条文も含めてですね展開いたします。
0:56:00	2点目ですけども、直接関連系についてはですね特にどういったものが直接関連系でどういう位置付けだということを文章で明示した箇所はございません。別紙1の
0:56:15	1の
0:56:17	今おっしゃった間接関連系の文章の前に表が13枚ものついてますけれども、ここで直接関連系を拾って、
0:56:27	イコールと言ってもあれですけども、安全施設として扱うと。
0:56:31	いうところで
0:56:33	ちょっと、
0:56:36	あれですけども、直接その当該系の機能を、
0:56:41	はっきり直接必要なものというところでこの表に入れたというところで特にそれを説明した箇所というのはございません。
0:56:50	基本的にねだから
0:56:54	安全機能の重要度分類の審査指針のところだと、当然
0:56:59	当該機能を達成するために必要なものはね、
0:57:04	その法規であったり必要なものは全部セットとして、その系統に属するものであって、その意味合いが、今おっしゃったように、直接関連系だと思うんですよ。で、
0:57:16	同じような定義がおそらく弱にあって、
0:57:19	そこ、そこもいきなり何ていうか
0:57:23	この表の中にいきなり、あの言葉が登場してそのあとに、間接関連系だけ説明があるっていうところがね、ちょっと唐突なんで、直接関連系っていうのは、
0:57:35	こういう趣旨で書かれてるんだっていう、この
0:57:38	これ重要な表なんで、紐づけをきちんとして、ちょっと充実させていたきたいというところなんですけど、いかがでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:48	北海道電力の太細です。はい。趣旨は理解いたしました。で、そのどこ、例えば表のどこに書くとか文章で書くとかっていうのはまだ今案は持ち合わせてませんけれども、
0:58:00	持ち帰って検討したいというふうに思います。はい。それから次の別紙のですね、今度は、
0:58:10	1-2 ですね、の中では特に高い安全機能を有する系統の分析結果っていうところで、7万票、7万円の表が作られてるんですけども、
0:58:23	例えば別紙 1-2-1 の最初のページのところで、
0:58:30	一番左のところで、安全機能として、設置許可基準規則 12 時を記載って書かれてるんですけど、これも正確に強引を書いて欲しいんですけど。
0:58:41	これって
0:58:44	安全機能の中の重要度が特に高い安全機能が正確な言い方だと思うんですよ。それと、
0:58:52	設置許可基準第 12 条じゃなくて設置許可基準規則の第 12 条で、解釈の第 3 項なんですよ。
0:59:02	ちょっと第三課に効果を忘れちゃったけど、
0:59:05	ここの一番大事な話は、自由度が特に高い安全、
0:59:10	機能っていうのを、
0:59:12	12 条の規則、基準規則 12 条の解釈で明確に、系統として下機能として書いてるんで、それに対応する設備を、
0:59:23	対応さして書かれてると、これまた重要な表なんで、引用をはっきりさしていただきたいんですね。そうしないと、これって何っていう話にまたなっちゃうんで、せっかく
0:59:34	1-1 から展開して 1-2 なんで、ちょっとそのところ
0:59:39	なんかそういうところちょっと細かく気にして、ワーディングを拾っていただきたいんですけどいかがですか。
0:59:48	北海道電力の太細です。はい、承知しました我々ちょっと安易と言っただけはあれなんですけれども、先行の記載と同じにしたというような面もございまして、
1:00:01	きちんと基準の名称であったり、条文であったり、引用先がわかるようにするとともに、比較表の方ではですね、その旨適正化というかですね。
1:00:12	したというところでセンコーとの相違も一説明するようにしたいと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:19	規制庁奈良です。それでもっと具体的にですね先行を習ってっていうことで今、
1:00:30	皆さんが必ずしもその全部、
1:00:32	中身を詰めて
1:00:34	同じような比較表を作って、
1:00:37	で
1:00:38	自分で何かもされ、知らない。
1:00:41	で十分でないかも、
1:00:43	ていうことをおっしゃったんでその例としてね私もちょっと気づいたところあるんですけど。
1:00:48	下のページでは12条の別紙1-2の、93ページっていうのをちょっと、
1:00:54	見ていただきたいんですけど。
1:01:01	こういった区分とか、その多重性とか分離の話を書いてるんですけど、
1:01:09	1別紙1の2-93ページですね。
1:01:12	で、ちょっとこの赤の矢印で書かれてるのは、その異なる機能間での区分分離っていう話の説明で書かれてて、
1:01:24	その上、上の方のところが、
1:01:27	見ていただくと皆さんの例は、
1:01:29	非常炉心冷却系の手当NKのA系B系のセットに対して、
1:01:35	右側にあるのが、その別の機能として、
1:01:38	非常用炉心冷却設備のコア注入系のA系B系で、これが異なる機能間での区分分離って書かれてるんですけど。
1:01:48	安全議論十分に指針を読んでみ、見ていただければあるんですけど、この非常用炉心冷却設備、低圧高圧と同じカテゴリーの炉心冷却機能っていう、そのセットの中なんで、
1:02:02	ここに来るのは、基本的に同じ機能の機能間での区分分離っていう意味合いにはここ適さない機能なんで同じ機能なんですよカテゴリーの。
1:02:14	で、
1:02:16	高圧低圧は多様性っていう意味では別に意味があるんですけど今の、
1:02:21	区分分離っていう形でここに持ってくるのは、別の機能のものを持ってくるんじゃないいけないので、女川の例は確かSGTS非常が集計っていう
1:02:33	確認からも出てきた啓発とか要素要素を処理する。
1:02:37	皆さんのところで言うとニュアンス浄化系みたいな設備になってなっていて、そこでこの機能とこの機能を全部別の機能の区分分離の例にしてるんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:48	だから、ちょっとよく見ていただいて、女川の例を引くのはいいんですけど皆さんの
1:02:57	設備として落とす時にね、女川はどういうことを考えて、これを持ってきたんだとか、皆さんがこうこや、
1:03:05	ですけど、全然これ解釈、おそらく間違ってるので、そういったね線、
1:03:12	特にこれPWR先行ではないんじゃないんで仕方ないかもしれないんですけど、
1:03:18	女川のをそのまま形だけ真似るんじゃなくてちゃんとした意図とか目的があるので、そういうところは
1:03:27	ちょっときちんとやっていただけますか特に、12条大事な情報でこれだけじゃないんですけどね、他のみんな同じなんですけどそういうところのちょっと注意が足りないと思ってますので、よろしく確認してください。
1:03:43	北海道電力の太細ですはい、承知いたしました。
1:03:49	規制庁長井です私から以上です。
1:03:59	規制庁のです。それではウェブ参加の方も含めて規制庁側で質問ございますか。
1:04:11	はい。
1:04:12	それではこちらからの質問はないんですけど最後に北海道電力の方で確認したいことございますでしょうか。
1:04:24	はい東京の方ありませんけれども、札幌本店の方はいかがでしょうか。
1:04:31	はい、北海道電力本店神原です。その点からも、特段ありません。
1:04:37	はい。規制庁のです。
1:04:39	それでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。